

市第 141 号議案

横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正

横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例
（横浜市地域療育センター条例の一部改正）

第1条 横浜市地域療育センター条例（昭和60年6月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「同条第5項」を「同条第6項」に、「第21条の5の28第2項」を「第21条の5の29第2項」に、「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

（横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第2条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和62年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「同条第5項」を「同条第6項」に、「第21条の5の28第2項」を「第21条の5の29第2項」に、「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市地域療育センター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（利用料金）

第10条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (1) 児童発達支援センターを利用する場合（法第21条の6の規定により利用する場合を除く。）は、法第21条の5の3第2項第1号の規定により定められた法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）若しくは同条第6項
同条第5項に規定する保育所等訪問支援に係る費用の額及び法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、法第21条の5の29第2項
第21条の5の28第2項の規定により定められた同条第1項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額又は法第24条の26第2項の規定により定められた法第6条の2の2第7項
第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に係る費用の額

（第2号及び第3号省略）

横浜市総合リハビリテーションセンター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（利用料金）

第9条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる

額のその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (1) 児童発達支援センターを利用する場合（児童福祉法第21条の6の規定により利用する場合を除く。）は、同法第21条の5の3第2項第1号の規定により定められた同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）若しくは~~同条第6項~~同条第5項に規定する保育所等訪問支援に係る費用の額及び同法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、同法~~第21条の5の29第2項~~第21条の5の28第2項の規定により定められた同条第1項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額又は同法第24条の26第2項の規定により定められた同法~~第6条の2の2第7項~~第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に係る費用の額

（第2号から第4号まで省略）